

大阪公立大学大学院文学研究科・文学部学術憲章

制 定 令和4年4月1日

最近改正 令和6年6月28日

1. 前文

かつて本邦の大学は、高邁深淵なる真理の探究と知的エリートの育成を大学の社会的使命として誇らしげに掲げてきた。だが本学の前身大阪商科大学の創設（1928年3月16日）に際し、当時の大阪市長であった関一は、「今や大阪市が市立商科大学を新に開校せんとするに当って、よく考えねばならぬ事は、単に専門学校の延長を以て甘んじてはならぬ事勿論であるが、又国立大学の「コピー」であってもならぬ。」と述べた上で、「其設立都市の有機組織と其都市の市民生活の内に市立大学が織込まれなければならない。」（「市立商科大学の前途に望む」）との卓見を披瀝している。大阪商科大学とその後身たる大阪市立大学がたどった歩みは、まさに関一市長が示した市民に開かれた大学の理想を追求するものであった。

2022年4月1日、大阪市立大学は、大阪公立大学として新たな歴史を歩み始めた。文学研究科・文学部は、大阪市立大学が追い求めてきた理想を継承し、さらなる高みを目指すことを誓う。大阪公立大学に奉職しここに修学する我々は、学問的真理の探究と有為なる人間の育成に励むとともに、社会に開かれた大学の実現を真摯に追求することを以て建学以来の使命を果たしていきたいと考える。

わが文学研究科・文学部は、人文科学及び行動科学の分野においてこれまで学界をリードする研究を遂行し文化の進展に寄与するとともに、多くの優れた卒業生・修了生を世に送り出すことによって学界及び社会に大きな貢献を果たしてきたと自負するものである。しかしこの現状に安住することなく、更に厳しく自己評価につとめると同時に、外部評価等の意見や要請を虚心に受け止め、たゆまぬ自己研鑽に資して行きたいと考える。学問的真理の探究、優れた人間の育成、そして社会に開かれた大学、これら崇高なる理想の実現を自らに課した証として、ここに「大阪公立大学大学院文学研究科・文学部学術憲章」を定める。

2. 文学研究科・文学部の教育理念

- ・人文科学・行動科学の方法や考え方を通して、人間、社会、文化、言語の諸事象とそこに内在する普遍性を探究する。
- ・人間、社会、都市、文化をとりまく今日的課題の解決に貢献し得る人文科学・行動科学の構築をめざす。
- ・先端的研究成果をグローバルな視野から情報発信できる国際的競争力を備えた最高水準の教育・研究をめざす。

3. 教育目的

【文学部】

高度知識基盤社会がグローバルに広がる現代世界において、自身の価値と可能性への認識と、あらゆる他者への尊重を基にした多様な人々との協働によって、一人ひとりの豊かな人生を切り開くとともに、持続可能な社会創造に貢献しうる人づくりをめざす。

（各学科の教育目的）

- ・哲学歴史学科

学部の目的を哲学歴史学の立場から実現すべく、人間の歩みと思索の過程を考究し、人間に対する洞察力と歴史への理解を基に、未来を展望することができる人づくりをめざす。

- ・人間行動学科

学部の目的を人間行動学の立場から実現すべく、人間や社会を理解するための科学的方法を身につけ、人間行動や人間を取りまく事象を様々な視点から考えることができる人づくりをめざす。

- ・言語文化学科

学部の目的を言語文化学の立場から実現すべく、人間が創り上げてきた言語・文学・文化を深く理解し、自文化、異文化の双方を見通しながら、新たな文化の創造に寄与することができる人づくりをめざす。

- ・文化構想学科

学部の目的を文化構想学の立場から実現すべく、文化に対する深い理解をもとに、新たな文化表現の創出や多文化共生的価値の構築を希求しながら、文化を社会的実践へと結びつけることができる人づくりをめざす。

【文学研究科】

高度知識基盤社会がグローバルに広がる現代世界において、自身の価値と可能性への認識と、あらゆる他者への尊重を基にした多様な人々との協働によって、一人ひとりの豊かな人生を切り開くとともに、持続可能な社会創造に貢献しうる人づくりをめざす。

(博士前期課程)

- ・人文科学や行動科学の分野において、先端的知識と方法を身につけ、独創的研究を自ら行いうる研究者を養成する。
- ・地域の教育に貢献し、都市が抱えるさまざまな問題の解決に応えうる高度専門職業人を養成する。
- ・生涯学習への意欲をもち、人間、社会、文化、言語に対する深い理解を通して、国際社会・地域社会においてさまざまな文化的活動を担うことのできる高度教養人を養成する。

(博士後期課程)

- ・人文科学・行動科学の最先端の研究課題を創造的に探究する高度な研究能力を備えた研究者を養成する。
- ・国内外の教育研究組織や機関と連携し、人文科学・行動科学の国際的、学際的な研究を主導的に推進する研究者を養成する。

(各専攻の教育目的)

- ・哲学歴史学専攻

人間の社会と文化の構造・発展を明らかにし、人間のあり方を歴史と文化のなかに追求するため、人間文化の基礎を研究する哲学と歴史学を統合して、人間の社会とその文化の本質と普遍的価値、更にその変容を明らかにすることを目指し、専門分野への深い知識に加えて、関連分野にも視野を広げられる研究者、広い知識と教養をもった専門職業人を養成する。

- ・人間行動学専攻

人間行動の特性や人間と社会及び文化の関係を、特に社会問題、教育問題や文化摩擦など現代社会が抱える諸問題を視野に入れて、学際的に捉えるため、フィールドワークや実験という行動科学の方法

論を基礎に、実証的なデータに基づく分析と理解や理論化を重視した人間行動に関する実証的な研究方法を修得することによって、現実の社会や人間を客観的に観察する能力を涵養し、研究職のみならず、高度な専門的知識と技術をもった人を養成する。

- ・言語文化学専攻

言語に関わる文化現象の諸領域、すなわち、言語学、文学、文化学及びその関連領域を、言語を通じて根源的に解明するため、従来の言語単位の専門分野と、言語応用学という言語横断的分野とを合わせて学修するとともに、更に西洋古典学、エリアスタディーズなどの分野をも含めた総合的な言語文化学を修得し、鋭い言語感覚と言語運用能力を備えて、研究者、専門職業人を問わず国際社会において活躍し得る人を養成する。

- ・文化構想学専攻

さまざまな文化や文化的事象を、社会的実践の場において積極的に活用することで文化のもつ力を更に高めるとともに、現代社会が抱える諸課題の解決に資する文化を主導的に構想するため、新たな文化の創出、比較文化的・多文化共生的な認識、文化の応用的・実践的活用のそれぞれに対する専門的知見を併せ持ちながら、文化や文化的事象をさまざまな課題解決に活用することができる能力を修得し、研究者、専門職業人のいずれの進路においても、文化の活用を理論と実践の双方で牽引できる人を養成する。

4. 学術研究の目標

- ・人文科学・行動科学の諸分野において最先端の研究を、公正を旨として推進し、新たな知の創造をめざす。
- ・人文科学・行動科学の知はたえず社会と関わり、社会からの具体的要請に真摯に向き合うことにより進展していくものであるとの認識に立ち、社会に開かれた人文科学・行動科学の確立をめざす。
- ・人文科学・行動科学の諸領域において確固とした学問的基礎の上に立脚すると同時に、新たに出現する知の状況変化にも柔軟に即応し得る学際的研究をめざす。

5. 地域・社会貢献

- ・大学における高度な教育や研究それ自体は長期的観点からみると社会貢献の機能を果たしているが、同時にその成果を直接的に地域・社会に還元する必要がある旨、学校教育法でうたわれている。文学研究科・文学部では、地域・社会貢献を大学の果たすべき第三の使命と位置づけ、推進する。
- ・文学研究科・文学部の教員による地域・社会貢献活動の実績を、教育・研究活動、国際交流活動の実績と並べて教員評価の指標とし、教員の積極的な活動を奨励する。

6. 倫理綱領

(1) 学問の自由

- ・学問の自由の下に、自らの専門的な判断と倫理観を持って真理を探究し、社会への責任を自覚したうえで、その行動基準を自律的に判断する。

(2) 職務の公正・誠実な執行

- ・すべての人間の基本的人権と尊厳を認めてこれを侵さず、自然環境、資源の保護にも配慮する。
- ・教育・研究・社会貢献及び大学運営に関する責務を公正かつ誠実に遂行し、誇りを持って社会的責

任を果たす。

- ・適正な手続の下で責務を遂行し、不正のない大学の実現のために行動する。

（３）教育責任

- ・十分な準備と熱意を持って教育に臨み、学生の学習意欲を高めるとともに、学生の人格を尊重し、教育に関わる説明責任を果たす。
- ・教育能力の向上を目指して常に自己研鑽に努める。

（４）研究活動の真摯な遂行

- ・学問の客観性を確保し、真摯に研究活動を行う。
- ・他の研究者の学問的成果を尊重する。
- ・研究に際して、研究対象者の人権、生命の尊厳、実験動物の福祉、自然環境を重んじる。
- ・研究費の獲得・執行を適正に行う。

（５）地域・社会貢献

- ・社会との相互交流を図り積極的に協力を行うなかで、公正性を踏まえて、研究業績・教育経験を社会に還元する。

（６）情報の適正な発信及び管理

- ・情報の適正な管理・保管・開示に努める。
- ・個人情報の保護に努める。
- ・インターネットの使用に際して、不正利用や情報流出の防止に努める。

（７）環境整備

- ・大学を人間形成の場と位置づけ、自ら関わる事項の説明責任を果たす。
- ・互いに人格を尊重し合い連携するなかで、あらゆる差別、セクシュアル・ハラスメント、アカデミックハラスメント等のない、学習・教育・研究・労働のための安全で健康な環境を整備する。

附則

この憲章は、令和４年４月１日から施行する。

附則（令和６年６月28日）

この憲章は、令和６年６月28日から施行する。